

最近、農協から増資を求められています。何のため増資するのか、職員に説明を求めてもほとんど要領を得ません。何回か聞いただと、職員は、早期是正措置のため、増資が必要となったと説明するだけでした。早期是正措置とは初めて聞く言葉です。この意味は何ですか。なぜそのために増資が必要なのか。分かりやすく説明して下さい。

このコーナーでは、農業をめぐるわかりにくい疑問や解決しにくい問題に、ジャーナリスト土門剛氏が答えます。さて、今回の質問は？

Q：早期是正措置の意味は何ですか。

A：行政が透明なルールに基づいて、経営の悪化した金融機関の業務改善や業務停止を発動する仕組みです。昨年6月に成立した金融関連法で決まったものです。

Q：もう少し分かりやすく説明して下さい。

A：こういう例えで説明しましょう。銀行や農協など金融機関が、万一、信用事故を起こして大損を出しても、預貯金者に迷惑がかからないように、金庫の中に札束をドカーンと積んでおこうというものです。日頃から自分たちの経営をチェックしておいて、金庫に積んでおく札束の量は法律が決める。それが早期是正措置の基準といわれるものです。(表参照)

Q：本当に札束を金庫に積んでおくのですか。

A：札束とはちよつとオーバーな表現ですが、いつでも預貯金者へ払い出すための資金を自己資本という形で一定比率を

持たせようということなんです。来年4月から導入され、すべての金融機関は、自己資本を4%以上持つことが法律で義務づけられます。

Q：なぜこの制度が導入されましたか。

A：米国で始まった制度です。その米国では80年代に貯蓄貸付組合(S&L)の倒産ラッシュがあったのを覚えておられるでしょう。S&Lというのは、ちょうど日本では農協や信用組合のような地域の金融機関のことですが、S&Lは、80年代に入ってから不動産融資の失敗などから、その多くが倒産の憂き目にあいました。米政府の統計では、89年から95年までに解散処理に追い込まれたS&Lは747社にも及んだといえます。そして、その損失総額だけでも約一千億ドル、円に換算して約11兆5000億円になりました。問題は、その損失額を誰がカバーしたかです。破産したS&Lの預金者の払戻金の補償は、出資金を充てましたが、それでも不足したため、その分は税金で処理することになりました。米政府は、そのため莫大な公的資金を投入せざるをえなくなりました。

Q：株主と納税者が最大の被害を受けたのですか。

A：そうですね。それで政府は、税金によるこのような救済措置は、国と納税者に高くつくことになるかと反省したので

す。それで金融機関救済の方針の転換を図ることになりました。まず公的資金で金融機関救済をなるべくやめることにしました。次いで金融機関が自助努力で処理すべく、自己資本を充実させるとともに、問題金融機関の負担を未然に防ぐための措置を整備し、破綻処理のコストを抑えることにしたのです。

Q：日本ではどうでしたか。

A：2年前の東京協和と安全信用の両信組が倒産した時のことを覚えていますが、それが早期是正措置だったのです。フタをあけると二つの信組は金庫はカラッポということがありましたね。それで監督官庁の東京都は、預金の払い戻しの原資として300億円もの都税を投入したことがあったでしょう。これが原因で就任早々の青島知事が、公約違反と都民の怒りを買ったことがありました。

Q：農協も同じに扱われているんですか。

A：農協も例外ではありません。自己資本比率は、農協でも金融機関の経営の健全性を示すバロメーターとして考えられています。もともと農協は利益が出て組合員に配当するため、資本が少ないのです。ですから農協は、いま組合員に増資を求めています。そうして自己資本比率を高めようとしているのです。

Q：その自己資本比率とは何ですか。

拡大版

農協に自己資本マシメをほめ



早期是正措置して?

に改善を実施せよということですね。4%未満で経営改善計画の作成およびその実施命令となる。

Q: ということは金融機関は最低でも4%以上は自己資本が必要ということですね。

A: その通りです。でも国際業務を行う都銀などは、国際決済銀行(BIS)基準で、自己資本は8%と決められています。農協や信組などの4%と比べ、それだけフットコロが深いということですね。農協や信組に4%以上としたのも、運用に失敗してアナをあけた場合、それぐらいは最低必要だよという意味ですね。

Q: 早期是正措置とは農協にとつて厳しい措置になりますか。

A: とても厳しい措置だと思いますね。これまでは、実質的に経営が破綻していても、表面上、決算を取り繕ってその場しのぎでしたが、今度は自己資本比率という客観的な物差しができました。それで破綻農協にはタオルを投げるようになります。

Q: それで農協は増資に躍起なんですね。

A: 増資でしか自己資本を増やすことができないんですよ。本来ですと、経営努力をして利益を出し、その一部を自己資本の充実に回すのですが、農協の場合は、まず組合員からの増資で対応というわけですね。銀行なども増資を株主に求めることもありますが、その前に自らの経営努力で収益を高めたりで対応しています。ここらが銀行と農協の違いですね。

Q: でも増資に応じても農協は配当をつけてくれない。これはどうしてですか。

A: 恐らく有利な運用ができていないのでしよう。増資に応じても配当がないなんて、普通では考えられません。自分の努力で増資できないんで、いきなり組合員に増資という図式は、どこか甘いんですね。しかも出資配当はしない。詐欺だとはいいませんが、配当ができないのは経営がかなり困難になっていることを意味しているのではありませんか。組合員は簡単に増資に応じる前に、農協の経営実態をもっと厳しくチェックすべきです。

Q: 自己資本比率が4%を下回る農協はいくつくらいありますか。

A: うーん、なかなか難しい問題ですね。この間、NHKニュースで、全国の農協中央会にアンケートしたところ、20都道府県で、約百農協あったと報道していましたが、恐らく二百以上はあると思いますね。県別では北海道が55農協でもっとも多いようでした。

Q: そうした農協はどうなりますか。

A: 先ほどからいっていますように、4%をクリアしなければ、行政官庁から最悪の場合(0%以下)は、信用事業の停止措置になります。4%まで自己資本比率を高めるか、どこかと合併するかのいずれかです。とにかく農協には次の道が控えていることだけは確実です。

Q: ありがたいと思いました。

早期是正措置の区分と内容

●非対象区分 (自己資本比率4%以上)
命令なし

●第1区分 (自己資本比率2%以上~4%未満)
経営の健全性を確保するために合理的と認められる改善計画の提出を求め、その実行を命令

●第2区分 (自己資本比率0%以上~2%未満)

- 1.自己資本の充実に向け合理的と認められる計画の提出とその実行
- 2.配当または役員賞与の禁止、またはその額の抑制
- 3.総資産の圧縮または増加の抑制
- 4.取引の通常の条件に照らして不利益を被るものと認め

られる条件による貯金、または定期積み金の受け入れの禁止または抑制

- 5.一部の事務所における業務の縮小
- 6.一部の従たる事務所の廃止(支所・支店など)
- 7.子会社の業務の縮小
- 8.子会社の株式または持ち分の処分
- 9.信用事業のうち信託や証券業務等の事業の縮小、または、新規の取り扱い禁止
- 10.その他、行政庁が必要と認める措置

●第3区分 (自己資本比率0%未満)
業務の全部または一部の停止の命令